

社宅・寮管理規程

第1条（目的）

この規程は、ハコブスタッフの居住のために会社名義で借り上げた社宅または寮の管理運営に関する事項を定めたものである。

第2条（入居資格）

社宅への入居資格は、ハコブスタッフのみとする。

第3条（入居への申し込み）

社宅または寮への入居を希望するハコブスタッフは、所属長へ申し出るものとする。

2. 社宅または寮への入居を許可されたハコブスタッフは、直ちに社宅・寮入居誓約書を会社に提出しなければならない。

第4条（社宅・寮）

社宅または寮への入居希望があるにもかかわらず、入居可能な社宅または寮がない場合は、民間の賃貸住宅を社宅または寮として借り上げることがある。

第5条（社宅・寮の手配）

借上社宅または寮の手配は会社が行い、家主との間に契約を締結する。

第6条（社宅の使用料）

会社所有の社宅または寮の使用料は、社宅・寮入居誓約書に記載した通りとする。

2. 入居者が複数の場合、使用料は入居人数によって考慮する。また、入居途中で入居人数に変更が生じた場合、使用料も変更があるものとする。

3. 中途入居、中途退去の場合で1か月に満たないときは、日割計算による。

第7条（社宅・寮の管理）

社宅・寮の入居者は、責任をもって常に4S（整理・整頓・清掃・清潔）を保たなければならぬ。

第8条（管理者の任命と役割）

複数人入居者がいる物件については、管理者を任命する。管理者は、会社との窓口となり、他入居者に対して社宅・寮管理規程を誠実に遵守させることを役割とする。

第9条（入居資格の喪失）

社宅入居者が次の各号のいずれかに該当した場合は、入居資格を喪失し、会社が定める期日までに社宅から退去するものとする。

- (1) 退ブ
- (2) 会社に無断で定められた入居者以外の者を居住させた場合
- (3) 第7条の条項に違反した場合
- (4) その他この規程に違反し、会社が社宅に入居させることを妥当でないと認めた場合

2. 入居者は、社宅を退去する場合の現状回復の義務を負うものとする。

第10条（禁止事項）

社宅入居者は、会社の事前の承諾なくして次の各号に定めることを禁止する。

- (1) 社宅の転貸をすること
- (2) 定められた以外の者を同居させること
- (3) 社宅を他の目的に使用すること

(4) 社宅の増改築、模様替え、施設及び敷地の現状を変更すること

(5) 近隣住民に迷惑をかけないこと

第11条（立ち入り検査）

会社は、必要と認めた場合には合鍵を使用し室内の立ち入り検査を実施することがある。

第12条（損害賠償）

社宅入居者が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失さ

せたときは、入居者の負担により修理修繕し、またはその損害を賠償するものとする。

第13条（施行）

この規程は、西暦2022年6月1日から施行する。

西暦2022年6月1日作成